

談
話



室

金融行政とデータ

本年3月以降のクレディ・スイス及び米国地方銀行3行の事実上の破綻は、国際的に金融当局者の泰平の眠りを覚ますことになった。この4行の破綻によって、「夜も眠れず」になったかどうかは別としても、金融当局者に大きな衝撃を与えたことは間違いない。実は、足元、国際金融規制当局が優先順位をつけて取り組んできたことは、ノンバンク金融仲介部門への規制強化であった。リーマンショック後、銀行規制は格段に強化され銀行部門の頑健性が遥かに向上したのに比べ、ノンバンクに対する規制・監督が弱いので、今度はそちらを見直そうという問題意識である。この取組の真っ只中で、もう大丈夫とされていた銀行に対して取り付けが発生し破綻に追い込まれた事例が出たのであるから、金融当局者としては、面目丸潰れの想定外の出来事であっただろう。この問題の発生を受け、5月に新潟で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議では、その声明において、「銀行部門における、データ、監督及び規制のギャップに対処することとされた。

この問題に限らず、最近、金融行政において、データ欠如の問題を指摘されることが格段に増えてきたと感じる。例えば、元々規制強化が必要とされてきたノンバンク金融仲介部門について、4月にIMF(国際通貨基金)により公表された国際金融安定性報告書では、データギャップの解消を徹底すべきであるとされている。また、最近注目を集めるようになってきた暗号資産については、昨年5月に市場の混乱が生じたことを受け、国際金融規制当局として規制を導入・強化する方向で議論が進んでいる。昨年10月に、その検討の方向性を指示する文書がFSB(金融安定理事会)から公表されたが、その勧告においても、業者に対し、データを収集・保管・保護する頑健なシステムの構築を要求すべきである、とされている。

そして、気候変動関連金融の問題である。気候変動がもたらすリスクを金融機関に適切に管理するように求めるとともに、経済・社会をグリーンな方向に

持っていく為に民間資金を動員する必要がある。このように理論的な枠組みは整理されたが、実務に落す為にはデータがない。データを得るには企業に開示を求める共通の基準が必要であるということで、気候変動関連金融の問題については、これまで専ら気候変動関連の企業開示の基準作りに焦点が当たってきた。国際的な銀行規制を策定するバーゼル銀行監督委員会でも、銀行に気候変動リスクの管理を求めていくうえでは十分なデータがない問題が指摘されており、また、英国中央銀行が昨年公表した報告書でも、銀行と保険会社は、データに関する進展を優先させる必要がある、と記述されている。

確かに、技術革新の進展により、大量のデータを利用して、かなり高度かつ詳細な分析を短時間かつ安価に行なうことが出来るようになってきた。金余りと言われる現状においては、資金よりもデータが重要になってきている。

しかしながら、データがなければ何も出来ないということでもないだろう。例えば、冒頭述べたシリコン・バレー・バンクの破綻についても、リスク管理責任者が長く不在であったなどリスク管理が全く不十分であったということは、何も高度・大量のデータを集めて分析をしてみないまでも、見れば直ぐに分かっただはずである。また、かつて、銀行がお金を貸すには、財務の数字を過信せず借手経営者の顔を見て貸せ、という言葉もあった。

このように考えれば、金融の規制・監督の高度化の面においてもデータが更に重要な役割を果たしていくことについて疑問の余地はないが、そうかといって、データがなければ何も出来ない、ということにはならない。今は、国際金融規制当局においても、早急に対処が求められる様々な新しいテーマが目白押しである。データを得てしっかりと分析をして取組むことは勿論大事だが、データがない中でも、金融当局者は受動的な立場に身を置くのではなく、出来る限りの努力を続けていくことが大切なのではないかと考えている。

((株)農林中金総合研究所

エグゼクティブ・アドバイザー 森田宗男・もりた ときお)